

9.15 廃棄物等

9.15.1 予測

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物等の影響

1) 予測内容

造成等の工事に伴う廃棄物等の影響について、表 9.15-1 に示す項目について予測を実施した。

表 9.15-1 廃棄物等の予測項目

予測項目	
廃棄物	・ 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況
残土	・ 残土の発生量及び処理の状況

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域内とした。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事期間中とした。

4) 予測方法

工事計画に基づき定量的に予測した。

5) 予測条件

工事期間を通じて発生する廃棄物（廃棄物及び残土）は、以下に示す内容を想定した。

廃棄物：新施設建設工事及び既存施設（既存施設（東棟）及び粗大ごみ処理施設等）
解体工事に伴い発生する廃棄物

残土：ごみピット等の掘削に伴う掘削発生土

6) 予測結果

ア 廃棄物

新施設の建設工事及び既存施設の解体工事に伴う廃棄物の予測結果は、表 9.15-2 に示すとおりである。

表 9.15-2 新施設の建設工事及び既存施設の解体工事に伴う廃棄物の予測結果

廃棄物の種類	排出量 (t)	廃棄物の排出抑制状況	
		リサイクル及び 処理・処分の方法	リサイクル率
アスファルト・コンクリート塊	2,610	再資源化又は 安定型最終処分	99%以上
コンクリート塊	15,835	再資源化又は 安定型最終処分	99%以上
ガラスくず・陶器くず	200	安定型処分場	—
廃プラスチック	200	安定型処分場	—
金属くず	4,468	再資源化又は 安定型最終処分	99%以上
繊維くず	10	焼却処理	—
木くず（建設発生木材）	667	再資源化又は 焼却処理	95%以上
紙くず	11	再資源化又は 焼却処理	—
建設混合廃棄物	543	再資源化又は 管理型最終処分	75%以上
廃油	15	管理型最終処分場	—
石膏ボード	6	管理型最終処分場	—
建設汚泥	4,000	再資源化又は 管理型最終処分場	90%以上

イ 残土

ごみピット等の掘削に伴う残土の予測結果は、表 9.15-3 に示すとおりである。

掘削発生土は、場内利用を基本とするが、対象事業実施区域の地下には、広範囲に渡り、既存施設建設以前の埋設廃棄物が存在している。

そのため、埋設廃棄物を含む掘削発生土は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき管理型最終処分場に搬出、処分することを基本とし、一部、土壌の調査により汚染が無いことが確認された土壌は、可能な範囲で埋め戻し等の場内利用に使用する。

表 9.15-3 残土量の予測結果

掘削発生土量 (m ³)	場内利用土量 (m ³)	場外搬出量 (m ³) (残土量)
40,531	8,244	32,287

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響

1) 予測内容

施設の稼働に伴う廃棄物について、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況を予測した。

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域内とした。

3) 予測時期等

川口市では、現在まで一般ごみを既存施設（戸塚環境センター西棟）及び朝日環境センターの 2 施設で焼却処理している。

令和 11 年度の新焼却処理施設の供用開始から 3 年間は、朝日環境センターの大規模改修が計画されている。

大規模改修期間中は、朝日環境センターで焼却処理している一般ごみを既存施設（西棟）で受け入れるため、新焼却処理施設の供用開始から 3 年間は、既存施設（西棟）を同時稼働させる計画である。

① 供用後 3 年間 : 新施設と既存施設（西棟）の同時稼働

② 供用後 4 年目以降 : 新施設の単独稼働

これらの状況を考慮して、予測対象時期等は、①新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時、②新施設の単独稼働時とした。

なお、各施設は定常状態で稼働しているものとした。

4) 予測方法

既存施設（西棟）は、現在の稼働実績、新施設については、事業計画に基づき定量的に予測した。

5) 予測結果

施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、表 9.15-4 に示すとおりである。

なお、生活排水及び処理後のプラント排水については、公共下水道に放流することから予測結果に含めていない。

表 9.15-4 施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果

廃棄物の種類		年間排出量		処理方法
		新施設と既存施設 (西棟)の同時稼働時 (t/年)	新施設の単独稼働時 (t/年)	
一般廃棄物	焼却灰	11,920	5,600	再資源化又は最終処分
	飛灰	4,470	1,970	再資源化又は最終処分
合計		16,390	7,570	—

9.15.2 評価

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物等の影響

1) 評価方法

ア 影響の回避・低減の観点

廃棄物等において、周辺環境に及ぼす影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかについて明らかにした。

イ 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

造成等の工事に伴う廃棄物等に係る環境保全目標は、表 9.15-5 及び表 9.15-6 に示すとおりとした。

表 9.15-5 造成等の工事に伴う廃棄物等に係る環境保全目標

影響要因の区分	環境保全目標
造成等の工事	「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」（平成 27 年 7 月、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）に示されている再資源率等の目標を満足することとする。

表 9.15-6 「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」における目標

対象品目		平成 30 年度の目標	
廃棄物	アスファルト・コンクリート塊、	再資源化率	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上
	建設混合廃棄物	排出率	4.0%以下
		再資源化・縮減率	75%以上
	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上
残土	建設発生土（残土）	建設発生土有効利用率	80%以上

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ①廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。
- ②再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。

3) 評価結果

ア 影響の回避・低減の観点

造成等の工事に伴う廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

イ 基準・目標等との整合の観点

造成等の工事に伴う廃棄物等の予測結果と環境保全目標の比較は、表 9.15-7 に示すとおりである。

造成等の工事に伴う廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると予測されており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

なお、残土については、既存施設建設以前の埋設廃棄物が含まれる発生土以外は、可能な範囲で場内利用する計画である。

表 9.15-7 造成等の工事に伴う廃棄物等の予測結果と環境保全目標の比較

対象品目等		予測結果	環境保全目標	
廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	
	建設混合廃棄物	排出率	1.9%	4.0%以下
		再資源化・縮減率	75%以上	75%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	96%以上	
残土	建設発生土（残土）	建設発生土有効利用率	—	
			80%以上	

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響

1) 評価方法

ア 影響の回避・低減の観点

廃棄物等において、周辺環境に及ぼす影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかについて明らかにした。

イ 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

施設の稼働に伴う廃棄物等に係る環境保全目標は、「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」とした。

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ①廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。
- ②施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。
- ③焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。

3) 評価結果

ア 影響の回避・低減の観点

施設の稼働に伴う廃棄物（焼却灰及び飛灰）は、既存施設（西棟）と新施設の同時稼働時には、朝日環境センターが稼働しないことから焼却残さの溶融スラグ化ができないが、できる限りの再資源化を図った上で、再資源化困難なものについて、市外の県営及び民間の最終処分場で処分する計画である。

新施設単独稼働時については、本市が最終処分場を有しておらず、また、新たに最終処分場を確保することが困難な状況であることを踏まえ、資源化技術の動向等を考慮しながら、焼却残さの処分方法を検討していく計画である。

以上により、施設の稼働に伴う廃棄物（焼却灰及び飛灰）の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

イ 基準・目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。